

豊田市ふるさと応援納税電子クーポン

加盟店登録申請書

次の事項を誓約し、以下のとおり加盟店登録を申請します。

1. 豊田市ふるさと応援納税電子クーポン加盟店規約の遵守

2. 豊田市ふるさと応援納税クーポン利用者規約の確認

西暦20 年 月 日

事業者名			代表者氏名		
住 所 (本社住所)	〒 -				
店舗名 (加盟店名)					
電話番号等	電話： メール：		担当者氏名		
加盟店所在地	〒 -				
業種 (該当するものを一つお選びください。)	☐	宿泊施設 宿泊代金を支払うタイミング（チェックアウト時・チェックイン時） （レジ数： 台）（部屋数： 部屋）（テーブル数： 卓） 売店の有無※1（有・無） 館内有料サービスの有無※2（有 詳細： ・無） ☐ 県内のみで宿泊施設を運営するもの。 ☐ 県内のみでなく他の都道府県で宿泊施設を複数運営するもの。電子クーポンの利用金額が1人1泊5万円までに利用額が制限されます。			
	☐	飲食店 （レジ数： 台）（テーブル数： 卓）			
	☐	レジャー施設 （レジ数： 台） 売店の有無※1（有・無）			
	☐	その他〔業種名をご記入ください： （レジ数： 台）〕			

※1 施設内に売店が存在し、当クーポンのご利用を予定されている場合は「有」を選択してください。 売店で扱われている商品につきまして、地産品ではないものは当クーポンをご利用いただけませんのでご注意ください。 ※2 館内有料サービスが存在し、当クーポンのご利用を予定されている場合は「有」を選択し、そのサービス詳細をご記入ください。例：日帰り温泉など

クーポン使用不可の施設・商品

記入例）施設内の売店のみ不可

適格請求書発行事業者登録について

該当するものを一つお選びください。	☐	適格請求書発行事業者登録を行っている事業者である。下記に登録番号（T＋13桁）を記入してください											
		T											
	☐	適格請求書発行事業者登録を行っている事業者ではない。											

①ご入力いただいた適格請求書発行事業者登録番号につきましては、弊社にて登録状況を確認し本登録致します。②適格請求書発行事業者に登録済で無い場合は、利用促進協力金としてお支払いしておりますクーポン取り扱い手数料本体のみのお振込となりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。適格請求書発行事業者に登録済の場合は、従来通り、手数料本体に消費税を合算してお振込致します。③適格請求書発行事業者への登録申請中の加盟店舗様につきましては、登録が完了次第、弊社システムにご登録ください。弊社にて登録状況を確認し本登録後、手数料本体に消費税を合算してお振込する方法へ変更致します。尚、当該お振込み方法の変更は、適格請求書発行事業者の登録年月日に遡らず、当社システムへの登録完了年月日を基準として行いますので予めご了承下さい。

換金指定口座

ご記入いただく金融機関名等は換金の際の振込先となりますので、正確にご記入ください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行除く)	銀行・金庫・組合		支店
	金融機関コード		支店コード
預金種目	普通預金・当座預金	口座番号	
ゆうちょ銀行の支店コードについて：『記号』の左から2桁目と3桁目の数字に、8をつけて数字を記入ください。 〃 口座番号について：口座番号が7桁の場合、下1桁を1に変える。また、6桁の番号を左詰めで記入ください。			
(フリガナ)			
口座名義			

- 申請いただいた情報は、豊田市ふるさと応援納税電子クーポン事業の実施にのみ使用させていただきます。
- 申請いただいた情報は、加盟店としてチラシ・ホームページ等で公表させていただきます。
- 加盟店登録は、「豊田市ふるさと応援納税電子クーポン加盟店規約」「豊田市ふるさと応援納税クーポン利用者規約」をご確認のうえ、申請願います。